入　会　申　込　書

　令和　　年度より一般社団法人愛媛県観光物産協会の正会員に入会いたします。

　　　[口数　　　　　口(年会費　　　　　　　円)]

令和　　年　　月　　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会

代表理事　中村　時広　様

　　　　　　　　　　　〒

住　　所

団体・企業名

代表者職名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　Ｅメールアドレス

　　　　　　　　　　　ＨＰアドレス

　　　　　　　　　　　取引金融機関

　　　　　　　　　　　　　　　　銀行　　　　本店　普通

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支店　当座

　　　　　　　　　　　口座名義人名（カナ）

 適格請求書発行事業者登録番号

 T

会　員　概　要　調　書

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名・屋号 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 年　　　　　商 |  |
| 従業員数 |  |
| 主要商品 |  |
| 商品の特徴などセールスポイントをご記入ください。 |  |

パンフレット等があれば、同封ください。

一般社団法人愛媛県観光物産協会の概要

１　設　立　平成２４年３月１日（(社)愛媛県観光協会と(社)愛媛県物産協会が合併）

２　代表者　代表理事　　中村時広（愛媛県知事）

３　事務所　本　　部　　松山市大街道三丁目６番地１

　　　　　　　　　　　　岡崎産業ビル４階

　　　　　　東京支部　　東京都千代田区平河町二丁目６番３号

　　　　　　　　　　　　都道府県会館１１階　愛媛県東京事務所内

　　　　　　大阪支部　　大阪府大阪市西区江戸堀一丁目９－１

　　　　　　　　　　　　肥後橋センタービル１階　愛媛県大阪事務所内

４　事業内容

　　（１）内外観光客の誘致促進

　　（２）観光物産、観光文化の振興

　　（３）観光振興のためのイベント等の実施

　　（４）観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備

　　（５）観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業

　　（６）観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究

　　（７）外客受け入れのための情報提供

　　 (８) 旅行業法に基づく旅行業

　　（９）県産品の紹介宣伝及び販路拡大並びに斡旋

　　（10）物産展、見本市、展示会等の開催並びにこれらへの参加

 （11）市場調査並びに物産に関する情報の収集及び提供

 （12）県産品の品質改善及び販路拡大の指導

　　（13）(１)から(12)の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成

　　（14）観光及び物産の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織その他された全国団体に対する拠出

　　 (15)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

５　会員数　県内団体、企業等　　５２５団体・企業（令和５年６月）

６　協会組織・役員等

会　長　　中村　時広　（愛媛県知事）

副会長　　新山富左衛門（道後温泉旅館協同組合理事長）

　　　　　加藤　龍彦　（㈱マイントピア別子代表取締役社長）

　　　　　森田　澄江　（愛和観光㈱代表取締役社長）

その他理事・監事　３０名

職員　　　本部　　３０名　東京支部　３名　大阪支部　９名

一般社団法人愛媛県観光物産協会会費規程

（会費）

第１条　正会員の会費は、次のとおりとする。

（１）法人及び団体　１口　年額５，０００円、２口以上

（２）個　　　　人　１口　年額５，０００円、２口以上

第２条　賛助会員は、次の賛助会費を納めるものとする。

　　　　　　　　　　１口　年額５，０００円、２口以上

第３条　会費の納入は、年１回とし、毎年度６月末日までに前納しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。

　　　附　則

本規程は、平成４年７月８日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　本規程は、平成２４年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　合併により消滅前の社団法人愛媛県物産協会から入会した新規会員の会費の納入については、第３条の規定に関わらず平成２４年度からとする。

退　　会　　届

令和　　年　　月　　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会

代表理事　中村　時広　様

住　　所

企業名（屋号）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

今般、令和　　年　　月　　日をもって退会いたしたくお届けいたします。

愛媛県観光物産協会(物産部門)施設制度の利用について

〇せとうち旬彩館

　　東京都港区新橋２丁目１９－１１新橋マリンプラザビル

　　　愛媛県観光物産プラザ

　・買取販売もしくは委託販売（１階　サカガミ、２階　東日）

　　　見積書による

　　　観光物産協会の手数料　　４％

　・イベントコーナーへの出展

　　　サカガミの手数料　　　　５％

　　　観光物産協会の手数料　　２％

〇県外物産展

　　　百貨店の手数料　　　　１５％～２０％

　　　観光物産協会の手数料　　４％～７％

〇えひめ愛顔の観光物産館（詳細は別紙）、外商、ネットショップ

　・買取販売（交換、返品あり）もしくは委託販売（消化仕入）　見積書による

　・運営(陳列)負担金

　　　陳列棚　　　月額　　　８００円

　　　冷蔵ケース　月額　１，０００円

　・ネットショップ販売手数料　４％

〇観光物産協会の会費

　・法人及び団体　　１口　年額５，０００円、２口以上

　・個人　　　　　　１口　年額５，０００円、２口以上

えひめ愛顔の観光物産館の特産品販売について

**１．対象商品**

　　　原材料が愛媛県内産であるもの又は製造もしくは加工の最終段階が愛媛県内で行われたもの。

**２．条　件**

（１）仕　　　入　　買取（交換、返品あり）、もしくは委託（消化仕入）

（２）納　入　率　　商品により異なるため、協議のうえ決定

（３）輸　送　費　　納品は出品業者負担、返品については協会負担

（４）陳　　　列　　スペース及び陳列場所については商品内容等により協会が判断

　　　　　　　　　　し決定

（５）運営協賛金　　800円／月（冷蔵品1,000円／月）を協会に納入

　　　　　　　　　　年度の途中から出品した場合、月割り計算で請求

（６）人　件　費　　協会負担

（７）宣　伝　費　　協会負担

（８）支　　　払　　月末締め、翌々月15日払

　　　　　　　　　　≪お願い≫

　　　　　　　　　　　請求書は、旬彩館、大阪支部とは別に発行をお願いします。

　　　　　　　　　　　請求書の提出が遅れた場合、お支払いに間に合わないことが

　　　　　　　　　　　ありますのでご注意ください。

（９）そ　の　他　　各条件に疑義が生じた時、又は定めない事項については協議の

　　　　　　　　　　うえ解決する。

**３．特産品販売に関する手続き**

（１）商品サンプルの持参及び商品特性・セールスポイント、納入率等、条件面を記載した書類を提出

（２）会社概要調書を提出（協会指定書）

（３）販売可能か協会で協議

（４）販売可能の場合、販売に関する取り決めについて双方が確認

（５）出品見積書を提出

（６）販売開始月日を決定